

令和2年度

岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金

募集案内

県では、新型コロナウイルス感染症と共生する「新たな日常」に向け、県内モノづくり企業等が新たな需要に対応するヘルスケア産業製品等^(※1)の生産設備（金型）、分析・評価機器等の導入に要する経費の一部を支援します。

については、下記のとおり令和2年4月から令和3年2月までに発注、納品及び支払いが完了する生産設備（金型）、分析・評価機器等の導入される県内モノづくり企業等を募集します。

(※1) 医療、福祉（介護）、健康（医薬品（保健機能食品を含む））分野に関する産業製品等

1 補助対象事業者

以下のような岐阜県内モノづくり企業等

- 営利の目的をもって事業を営み、県内に本社又は事業所を有する法人又は個人（県内の税務署長に開業の届出を行う者に限る。）

※ ただし、大企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者以外のものをいう。

業種分類	中小企業者及び小規模企業者（下記のいずれかを満たしていること）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他 ^(注1)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 ^(注2)	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(注1) ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は資本金3億円以下又は従業員900人以下

(注2) ソフトウェア業又は情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下、旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下

2 補助対象事業の概要

新型コロナウイルス感染症と共生する「新たな日常」の需要に対応するヘルスケア産業製品等の生産設備（金型）、分析・評価機器等を導入する事業

- コロナ社会における新たなニーズを踏まえ、県内モノづくり企業等のシーズを活かした、ヘルスケア産業分野への新ビジネス展開を目指すためのもの

(1) 補助対象期間（補助事業の実施期間）

- 令和2年4月1日（水）～ 令和3年2月26日（金）
 - ※ 補助対象である生産設備（金型）、分析・評価機器等を納品及び支払いを完了すること。
 - ※ 令和2年4月1日（水）から交付決定前までに実施された事業に要する経費についても、補助対象事業の趣旨に合致したものであり、適正な経費執行であることが認められることが必要となります。
 - ※ 実績報告書提出時に、令和2年4月1日（水）以降に納品及び支払いされたことが分かる経理書類（見積書、納品書、請求書、領収書等）を提出いただきます。

(2) 補助対象経費

- 2,000千円以上（大企業の場合：10,000千円以上）

(3) 補助率

- 補助対象経費の3/4以内（大企業の場合：2/3以内）

(4) 補助金限度額

- 60,000千円
 - ※ 補助金申請額は、千円未満を切り捨てた金額となります。
 - ※ 国補助事業等との併用申請する場合、「国補助対象経費」と「自己負担経費（補助対象経費）」が、2,000千円（大企業の場合：10,000千円）以上であることが補助対象条件となります。

3 申請方法（手続き）

(1) 申請書類

- 岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金交付申請書（第1号様式）
 - （※ 事業背景や事業計画に関する根拠・説明資料等を添付ください。）
 - 申請者の会社案内、定款、登記簿謄本及び決算報告書（直近2期分）
 - 住民票（個人の場合に限る。申請時点の3ヶ月以内に発行されたものであること。）
 - 積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）
 - 納税証明書（以下の発行機関における「未納に係る税が無いことを証する書類」）
 - ① 県税事務所（②③において徴収する県税以外のもの）
 - ② 市町村役場（個人県民税に係るものに限る。個人の場合のみ。）
 - ③ 税務署（地方消費税に係るものに限る。）
- （※ 納税証明書は申請時に取得可能な最新のものを添付すること）

※ 上記の申込書等の様式は、以下 HP アドレスからダウンロードできます。

＜岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金＞

トップ > 県政情報 > 県の概要 > 組織案内 > 商工労働部 > 新産業・エネルギー振興課
> 岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金の募集

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/shoko-rodo/shinsangyou/health.html>

(2) 申込先 岐阜県 商工労働部 新産業・エネルギー振興課 成長産業係
〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号 (庁舎12階)

(3) 申請方法 持参又は郵送により提出
※ 郵送の場合、簡易書留等の配達記録が確認できる方法で提出ください。

(4) 申請部数 正本1部

(5) 留意事項 (申請・交付決定後等)

- 補助交付申請をご検討されている場合、事前に県にご相談ください。
- 以下のような補助交付申請事業は、補助対象外となります。
 - ・ 土地の取得費、建物の取得費、改修費
 - ・ 補助交付申請者の既存製品等の需要増加に伴う単なる増産又は、生産設備の機能改造並びに修繕による改修
 - ・ 既存設備の改修及び、撤去・処分
 - ・ 設計費、工事監理費
 - ・ 建物附属設備、構築物、器具及び備品、車両及び運搬具
 - ・ 研究調査費及びシステム開発等の無形固定資産 (ただし、機械設備に一体運用がなされる組み込みソフトウェア、専用制御ソフトウェアは、補助対象)
 - ・ 補助対象経費が単品50万円未満となる生産設備 (金型)、分析・評価機器等
 - ・ 中古品の導入
 - ・ 割賦、リース、レンタルに係る経費
 - ・ 消費税及び地方消費税 等
- 複数の事業所等を所有される補助交付申請者は、1事業所内に導入される設備等を補助対象とします。
- 岐阜県及び岐阜県が関与する支援機関の補助事業等との併用交付はできません。
- 本補助金の活用には、以下に記載した事項のほか、「岐阜県補助金等交付規則」及び、「岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金交付要綱」等を遵守してください。
 - ・ 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業の内容や金額を変更しようとする場合、事業費総額の20パーセントを超える経費の変更がある場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を得なければなりません。
 - ・ 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。
 - ・ 補助事業者は、補助事業を完了した時、若しくは中止又は廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日以内、または令和3年2月26日(金)のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。
 - ・ 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
 - ・ 取得財産 (取得価格等50万円以上) については、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換等してはいけません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) に定める期間を経過した場合は、この限りではありません。
 - ・ 県が実施する施策の一環として、事業者名、事業名等の公表を行なう場合がございます。
 - ・ 補助事業に係る調査依頼や立入検査、補助事業の表示や補助事業完了後の事業成果発表等、県が実施する施策への協力を求める場合があります。

- ・補助事業終了後、県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。
- ・補助事業者が、「岐阜県補助金等交付規則」等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- ・上記以外のことは、「岐阜県補助金等交付規則」及び、「岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入支援事業費補助金交付要綱」等に定める内容をご確認ください

4 スケジュール等（案）

- (1) 募 集 期 間 令和2年7月31日（金）～9月11日（金） 17：00必着
- (2) 交 付 決 定 令和2年9月下旬～10月上旬
- (3) 実 績 報 告 交付決定日～令和3年2月26日（金）
- (4) 額 確 定 検 査 令和3年3月上旬
- (5) 額 確 定 ・ 支 払 令和3年3月下旬
- (6) 事業実施等報告 令和4年6月30日（木）・令和5年6月30日（金）
※ 補助事業を完了した日の属する年度の終了後2年間、事業実施等報告書を提出いただきます。

5 問い合わせ先

- ◆ 岐阜県 商工労働部 新産業・エネルギー振興課 成長産業係
〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号（庁舎12階）
TEL：058-272-1111（内線2991） FAX：058-278-2653
E-mail：c11353@pref.gifu.lg.jp